



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ワ イ ズ マ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 南 館 伸 和
(JASDAQ ・ コ ー ド 番 号 : 3752)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 餘 目 司
電 話 019-604-0750(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
- ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 6 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
 - ④ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営体制の強化を図るため、取締役会長ならびに取締役社長の業務執行について以下のとおり変更を行うものであります。
- ① 株主総会の招集権者ならびに議長を取締役社長に、取締役会の招集権者ならびに議長を取締役会長に変更するものであります。
 - ② 第 23 条（業務執行）につきましては、当社組織規程に規定することとし、定款からは削除するものであります。
 - ③ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日 (木)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 (株券の発行) 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>第7条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第8条 (株式取扱規程) 当社の発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>第11条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第12条～第21条 (条文省略)</p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長を選定する。 また必要に応じて、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>② 代表取締役社長のほか、取締役会の決議によって、代表取締役を選定することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第6条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第7条 (株式取扱規程) 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第8条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会長が招集し、取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会長が議長となり、取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第11条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

(下線部は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (業務執行) <u>代表取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役は代表取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p>② <u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。</u></p> <p>第24条 (取締役会の招集者及び議長) 取締役会は、<u>代表取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条～第46条 (条文省略)</p> <p>第47条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役社長</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第48条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第22条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、<u>取締役会長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長が招集し、議長となり、取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条～第44条 (現行どおり)</p> <p>第45条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第46条～第49条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上